

平成30年度（2018年度）
TUFS Joint Education Program
説明会

2018年（平成30年）4月12日
100教室



Joint Education Programについて

目的

- 現地の協定校の教員から研究上のアドバイスを得る
- 論文のための資料収集
- 研究対象地域の大学での就学経験を積み・現地理解を深める

留学先

- 本学協定校
- 本学指導教員の指導のもと、関係分野の研究室等へ

時期

- 夏学期(2018/7/14-2018/9/30)
- 冬学期(2019/1/30-2018/3/31)

⇒ 大学院生の研究のための短期海外渡航(留学)を支援するための奨学金制度



Joint Education Programと ショートビジット(短期海外留学)

	JEP	ショートビジット
対象	全大学院生	大学院博士課程前期の学生
履修登録	指導教員担当授業 (JEP自体の登録はなし)	あり(短期海外留学(〇〇大学)) (履修登録は事務局にて)
留学先	学生と指導教員が決定 (原則協定校)	リストから選択
留学時期	夏学期・冬学期	夏学期・冬学期
奨学金	あり(全大学院生) 30名程度 (うち10名程度:留学生用)	あり(日本国籍または永住権を 持つ学生のみ) 学部2年生以上で112名

奨学金は地域によって6万円～10万円/月





認められないプログラム

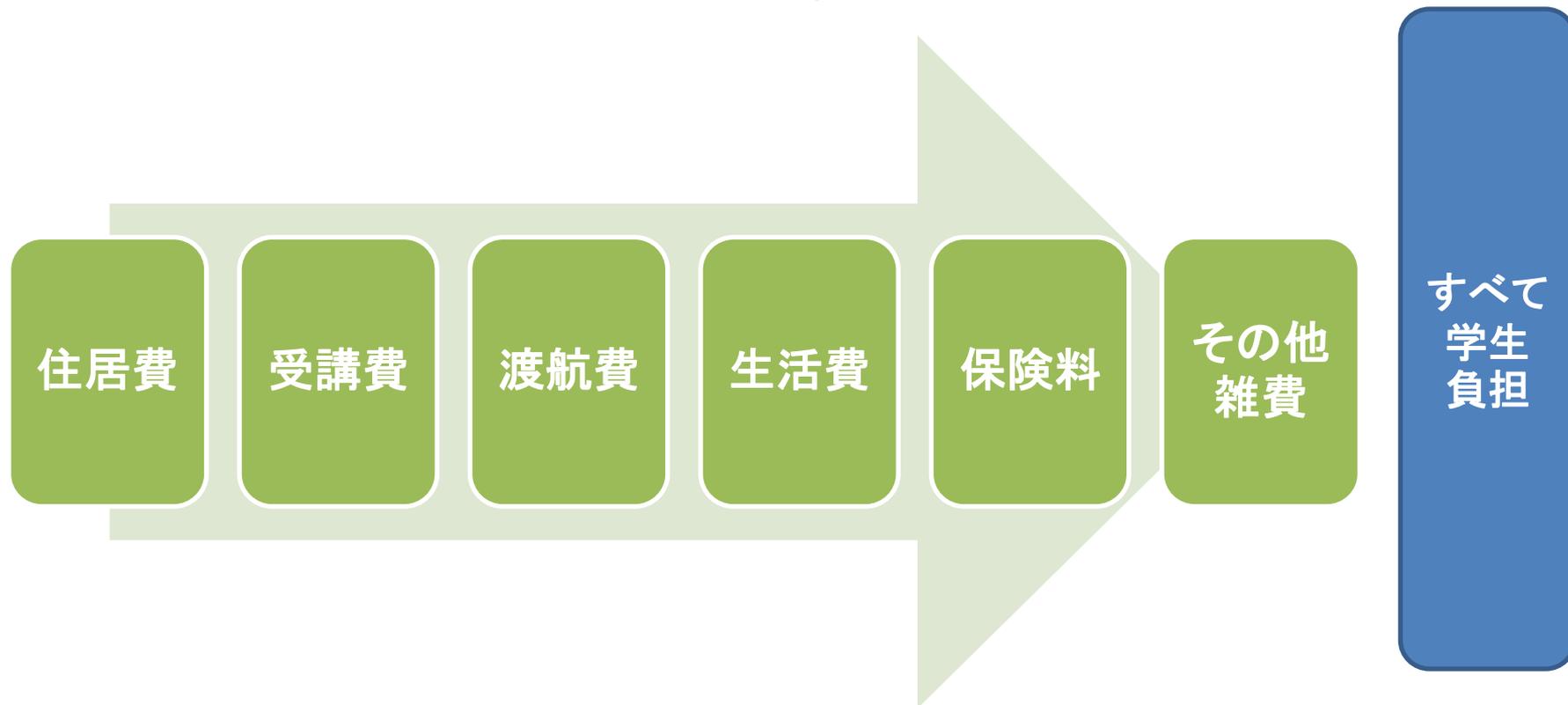
- 図書館での資料収集のみ
- フィールドワークのみ
- インタビューのみ

・・・など、受け入れ先がはっきりせず、受入先教授の指導を全く受けないケース。

JEPとして認められるためには、受入先(大学等)があり、そこに所属する教員から研究指導を受けられることが必要最低条件となります。



Joint Education Program 参加費用



奨学金の支給額について

- 地域によって6万円～10万円(月)が支給される
- 返済不要(支給型)

金額	主な地域
6万円 (丙地方)	中国、台湾、ブルネイ、メキシコ、コロンビア、キューバ、インド、モンゴル、エジプトなど
7万円 (乙地方)	カンボジア、タイ、インドネシア、ラオス、ベトナム、フィリピン、韓国、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、ポーランド、ブルガリア、チェコ、スロヴェニア、ウクライナ、リトアニア、ロシア(モスクワ以外)など
8万円 (甲地方)	アメリカ(指定都市以外)、カナダ、アイルランド、イギリス(ロンドン以外)、フランス(パリ以外)、ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス(ジュネーブ以外)、スペイン、ポルトガル、イタリア、トルコ、ヨルダン、イランなど
10万円 (指定都市)	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ロンドン、ジュネーブ

- 日本国籍、永住権保持者についてはJASSO(日本学生支援機構)から支給
- 留学生(留学ビザ保持者)については、本学の国際教育支援基金から支給



出願方法①

- 指導教員と留学の計画について話し合い、研究計画、留学計画を立て、指導教員より押印／署名を受ける。
- 留学先から受入証明を入手する。
受入証明のフォーマットは特に指定はありません。ただし、以下の点が明記されている事。
 - ・学生氏名
 - ・受入期間
 - ・研究テーマ
 - ・受入先大学名
 - ・受入先大学の指導教員名、およびサイン※受入先の大学のレターヘッドが入った書類が望ましい。



出願方法② 申請書類

① Joint Education Program 応募申請書

② 奨学金支給申請書

e-applyにてプログラム及び奨学金の申請後、プリントアウトした申請書(押印のこと) e-apply: <https://e-apply.jp/n/tufs-5>

③ 留学計画書

④ 研究計画書(指導教員による押印の上提出)

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/> よりダウンロード可能

⑤ 受入証明書(留学先大学からのもの)

※2018年度入学者が2018年度夏学期に留学する場合、上記に加えて、学部の成績証明書の提出が必要となります。

夏学期渡航分: 5月2日(水) 16:30 締切

冬学期渡航分: 11月2日(金) 16:30 締切



e-apply のトップページ

次の期間はメンテナンスのためサービスが利用できません。2018/04/18(水) 02:00 AM ~ 05:00 AM) メンテナンス時間以外でのご利用をお願い致します。

 はじめに

インターネットによる出願方法や検定料のお支払い方法等について
わかりやすく説明いたします。
出願する前に必ずお読みください。

 出願内容の登録

インターネットによる出願を行います。
「はじめに」を事前にご覧ください。

登録する場合

 出願内容確認を確認
する

出願手続き済みの内容について閲覧することができます。
志願票の印刷もこちらから行います。

当サイトの管理運営は株式会社ディスコが行っています。
Copyright 2012 DISCO Inc. All rights reserved.

申請書をプリント
アウトする場合

東京外国語大学
Tokyo University of Foreign Studies

◀ トップページ

志望先についての情報を正確に入力して、「次へ」ボタンを押してください。

志望先の選択

申込者の属性

申込者の属性

「短期海外留学」
「在籍身分:大学院」
を選択

次へ

当サイトの管理運営は株式会社ディスコが行っています。
Copyright 2012 DISCO Inc. All rights reserved.

Joint Education Program

申請要件

- 派遣プログラムの開始時期：平成30年7月15日から平成31年3月31日までの間に留学を開始・終了すること
- 派遣先との間に、学生交流に関する協定や合意文書等（研究室間の覚書、契約書、確認文書等）が締結されていること。
- 指導教員の授業を履修しており、留学後、指導教員担当の科目または「修論ゼミ」の一部として成績評価に反映できること。
- 連続して8日以上3か月以内の留学であること（渡航期間は含まない）



Joint Education Program

申請要件

- 参加に必要な語学水準を満たしていること
- 前年度のJASSO成績評価係数が2.3以上であること
(新入生は学部最終年次の成績により判断する。)
- 経済的理由により、自費での参加が困難であること
- 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に所得できること
- 派遣プログラム終了後、大学等に戻り学業を継続すること(プログラム参加が学位取得直前の学期ではないこと)



Joint Education Program 申請要件

• 経済に関する要件

本学から授業料の全額・半額免除措置を受けているもの、JASSO 第二種奨学金在学採用の家計基準に合致するものを優先する。

年収・所得の基準額(目安) 【JASSO第二種奨学金在学採用】(大学院)

	修士課程	博士課程
収入基準額	536万円	718万円

上記はあくまでも目安であり、世帯の状況等によって異なります。
給与所得の場合は、源泉徴収票の支払金額(税込)になります。
給与所得以外の場合は、確定申告書等の所得金額(税込)になります。

Excelのツール『家計基準適格性判定表(平成30年度第二種奨学金在学採用)』(大学院生用)を使用して、基準を満たすかどうかを確認すること。

基準を超える場合は、『自費のみでプログラム参加が困難であること』の理由を「奨学金申請書」に必ず記載すること。



Joint Education Program 申請要件

• 家計基準適格性判定表ツール

JEPのウェブサイトから『家計基準適格性判定表』をダウンロードしてください。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

TUFS Joint Education Program (大学院生向け)

大学院生を夏学期および冬学期に世界各地の本学協定校の関係分野の研究室に派遣し、研究力の向上に資する機会を提供するプログラムです。

必要書類

- TUFS Joint Education Program で留学するときに提出が必要な書類（締め切りは説明会で発表します）

成績証明書（学部のもの）・新生が夏学期に留学する場合のみ

JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準適格性判定表は→[こちら](#) 

e-applyからプリントする申請書(<https://e-apply.jp/17/tufs-5>)

※奨学金の申請フォームを含みます。JASSO成績係数の計算については→[こちら](#) 

留学計画・研究計画書 

留学先プログラムの受入許可がわかるもの ---留学支援共同利用センターへ提出（期限は別途連絡します）

出発3週間前 留学願(SV, JEP)  ---留学支援共同利用センターに提出

留学誓約書  ---留学支援共同利用センターに提出

家計基準判定に必要となる書類(いずれか)

- ・源泉徴収票
- ・確定申告書(控)
- ・所得証明書

※学生本人のもの、配偶者がいる場合は、配偶者のものがが必要です。

『家計基準適格性判定表』(Excel)をダウンロードして、各自のPCに保存。

e-applyに登録する前に確認を！



課程の区分	(未選択)			
			前年	本年見込
申込者本人の 収入・所得金額	定職収入1			万円
	定職収入2			万円
	アルバイト1			万円
	アルバイト2			万円
	アルバイト3			万円
	父母からの給付額			万円
	奨学金(現在申込中のものは除く)			万円
	その他(利子・配当・預貯金の取り崩し額等)			万円
申込者本人の収入・所得金額合計			0	0
定職のある配偶者の 収入・所得金額	給与所得	源泉徴収票等における支払金額		万円
	給与所得以外	確定申告等における所得金額		万円
収入・所得金額合計			0	0
判定	対象年		前年	
	申込者本人の所得金額		0	
	給与所得である配偶者の所得金額		0	
	認定所得金額		収入・所得金額未入力	
	第一種奨学金	収入基準額	課程区分未選択	
		家計基準適格性	-	
	第一種奨学金 ※収入基準額超過の許容範囲による 家計基準適格性	収入基準額	課程区分未選択	
		家計基準適格性	-	
第二種奨学金	収入基準額	課程区分未選択		
	家計基準適格性	-		
併用貸与	収入基準額	課程区分未選択		
	家計基準適格性	-		

修士か博士を選択

本人の収入を入力

配偶者がいる場合は、配偶者の収入を入力

第二種奨学金の判定欄をチェック
「○」であれば基準に合致する
「×」であれば基準に合致しない

(注) 「家計基準適格性」欄が「○」の場合は基準内、「×」の場合は基準外。

②本学への応募申請

～奨学金の申請について～

- 奨学金申請フォームで、授業料の全額免除／半額免除の措置を受けているものは「はい」、受けていなければ「いいえ」を選択する。
- 家計基準適格性判定表を用いて基準に合致するかどうかを確認したうえで、『JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準に合致している』の「はい」「いいえ」いずれかにチェックを入れる。
※必ず『家計基準適格性判定表』を用いて、基準を満たすかどうかを確認すること。なお、判定結果に関して、証拠書類の提出を求めています。
- 基準に合致しない場合でも奨学金の受給は可能です。基準に合致しない場合は必ず「自費のみでプログラム参加が困難であること」の理由を「12. 留学の目的、奨学金の必要理由、将来の進路等について自由に記述して下さい。(400字程度)」の欄に具体的に記載すること。
- 奨学金の申請は夏、冬学期につき1人、1回、1校まで（夏、冬学期の両方に留学する場合、両方への奨学金の申請が可能。ただし、夏学期、冬学期の通算プログラム日数が32日以上であること。）



②本学への応募申請 ～渡航支援金について～

日本国籍、日本
永住権保持者
のみ対象

- ・ 奨学金受給者に採用された学生で、以下の条件を満たす場合は、奨学金に加えて「渡航支援金」を受給できます。

※保護者の扶養に入っている場合は、保護者の収入により判断します。

家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が以下の金額であること。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が 300万円 以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)が 200万円 以下

- ・ 支給金額： 16万円
申請できるのは年間1回のみ。夏学期に受給した場合、冬学期は受給できません。



②本学への応募申請

日本国籍、日本
永住権保持者
のみ対象

～渡航支援金の申請方法～

- 「渡航支援金」の受給を希望する場合は、奨学金申請フォームで『渡航支援金を希望する』に「はい」と回答したうえで、以下の書類を提出してください。

【家計支持者(※)の平成29年の所得を証明する書類】

対象	提出書類	備考
給与所得者	源泉徴収票の写し	会社員、パート、アルバイト
給与所得以外の者	確定申告書(控)の写し	個人事業主、自営業者等
平成29年中の所得がない者	市町村役場発行の所得証明書	年金生活者、専業主婦(夫)、家事手伝い、無職者等

※家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出すること。

※上記「提出書類」に記載のない書類による証明は認められません。

提出期限：2018年5月2日(水)16時半まで



奨学金申請

今回の募集にあたり知り得た個人情報は、奨学金申請手続の用途以外には使用しません。また、本件の事務処理に関連し、文部科学省及び日本学生支援機構（JASSO）へ直接、メール送信または問い合わせを行う場合があります。

了解いただける場合は、「同意する」にチェックを入れてください。

同意します。

1. 学籍番号

2. 氏名

3. 国籍が日本以外の場合、在留資格

4. 本学の授業料全額免除措置を受けている。

 はい

本学から授業料の減免措置を受けている場合は、該当するものに「はい」

5. 本学の授業料半額免除措置を受けている。

 はい

6. JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準について：下記のサイトに掲載されている「家計基準適格性判定表」を使用して、判定結果を確認してください。

判定結果が「○」の場合は、基準に合致します。「×」の場合は、基準に合致しません。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/shortvisit/>

なお、判定結果について、証拠書類の提出を求めることがあります。

家計基準適格性判定表の結果

JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準に合致している。

 はい

○であれば「はい」、×であれば「いいえ」

7. 渡航支援金について：奨学金受給者に採用されたもののうち、以下の条件を満たすものについて渡航支援金が支給されます。

・給与所得のみの世帯の場合：年間収入金額（税込）が300万円以下であること。

・給与所得以外の所得を含む世帯の場合：年間所得金額（必要経費控除後）が200万円以下であること。

※渡航支援金を希望するに「はい」と回答する場合は、家計支持者の所得を証明する書類を提出すること。（給与所得のみの場合：「源泉徴収票」の写し／給与所得以外の所得を含む場合：「確定申告書（控）」の写し）

渡航支援金を希望する。

 はい

渡航支援金を希望する場合は「はい」、希望しない場合は「いいえ」

8. ショートビジットのためにJASSO以外に奨学金を受給しますか？

 はい

9. JASSO以外の奨学金を受給している場合、奨学金名と月額を記入してください。

奨学金名

月額

JEP参加のために、JASSO以外に給付型の奨学金を受給する場合は「はい」、そうでなければ「いいえ」

10. 留学の目的、奨学金の必要理由、将来の進路等について自由に記述してください。（400字程度）



Joint Education Program

奨学金申請要件

- 他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金を受けられる場合、他団体からの奨学金の支給月額合計額が本制度による奨学金月額を超えないこと
- 奨学金支給期間のうち、全日数に及んで留学先国・地域を離れた状態ではないこと
- 奨学金受給のための留学前・留学中・留学後の必要書類の提出ができること
- 受入の証明があること(後日提出でも申請可)

※休学して本プログラムに参加することは認められません。



JEP申請後の流れ(夏学期)

- 5月11日(金)までに審査結果をメールで通知します。
- 採択された場合は、以下の説明会に参加してください。
 - 奨学金受給候補者説明会
5月16日(水)、18日(金)11:50~@101教室
 - 渡航前オリエンテーション
5月25日(金)、28日(月)11:50~@101教室
 - 保険説明会
5月31日(木)、6月1日(金)、6日(水)11:50~@101教室

奨学金受給候補者説明会、渡航前オリエンテーションは、ショートビジットプログラム参加者向けの内容となりますが、JEPもショートビジットの制度に準じる部分がありますので、上記の説明会に参加して下さい。



留学前：必要な提出書類

- ① 留学願
- ② 留学誓約書（承諾書兼誓約書）

渡航の3週間前までに留学支援共同利用センターに提出

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

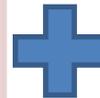
<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



留学中：在籍確認

本人による

- プログラム開始後すぐ、毎月
- 日付、学生名、留学先大学等名が必要



留学先による

- プログラム開始後すぐ、最初の月のみ
- 日付、学生名、留学先大学等名、確認した人の氏名が必要

在籍確認書に記入、メールにて送信

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



留学後：必要な提出書類

- ① 留学終了届
- ② 留学報告書(本学の指導教員の署名・捺印要)
- ③ 修了証(留学先の指導教員等によるレター)

帰国後 3週間以内に留学支援共同利用センターに提出

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

別途、JASSO奨学金の帰国後アンケートへの回答も必須！



JEP申請のまとめ

- まずは、家計基準を確認(判定表を使う)
- 受入許可が得られる(文書)
- 派遣先で指導教員がいる
- 在籍確認の署名が得られる
- 留学後、成果を示す文書(修了書など)が得られる
- 留学の成果が成績に加味される授業を履修
 - 夏学期締切:5月2日(水)16時30分(厳守)
 - 冬学期締切:11月2日(金)16時30分(厳守)



注意！

- 派遣先大学への申込みは、指導教員と相談の上各自で行う。
- 申し込み後、万が一キャンセルする場合は必ず留学支援共同利用センターに連絡のこと。
- 渡航日程が変更になる場合も、必ず留学支援共同利用センターに連絡すること。奨学金の支給に影響することがあります。
- 各連絡は、学務情報システム等のHP上、またはE-applyに登録したPCメールアドレスに届きます。



留学の実施について

外務省海外安全情報における危険情報等をもとに決定

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

レベル4: 退避してください。
渡航は止めてください。
(退避勧告)

- 渡航を中止または即刻帰国

レベル3: 渡航は止めてください。
(渡航中止勧告)

- 渡航を中止または帰国

レベル2: 不要不急の渡航
は止めてください。

- 渡航を延期・中止または帰国

レベル1: 十分注意してください。

- 渡航を実施または継続するが、十分な注意を払う



問い合わせ先

留学支援共同利用センター

本部管理棟1F

メールアドレス：ryugakushien@tufs.ac.jp

電話番号：042-330-5113

フォームのダウンロード元：

HOME > 在学生の方へ > 留学案内 > その他の留学プログラム

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

